

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日までの3年間

内容

【目標1】計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。

女性社員・・・育児休業取得率90%以上とする

男性社員・・・育児休業取得者を1人以上とする

〈 対策 〉

1. 育児休業取得と復職への不安を解消する取組を行う。
 - ・平成24年10月 イン트라ネットの育児両立支援サイトを立ち上げる。
 - ・平成24年10月 育児休業予定者を対象に情報交換会を開催する。
 - ・平成24年12月 育児休業中自宅における自己啓発に取り組めるよう通信教育講座等の情報提供を行う。
2. 男性育児休業取得への関心と理解を促す企画をする。
 - ・平成24年10月 育児参加促進キャンペーンを企画する。

【目標2】両立支援に関する既存制度について全社への周知・啓発を実施する

〈 対策 〉

1. 既存制度の棚卸を行い冊子やポスター掲示など様々な媒体を通じて活用を促す。
 - ・平成26年5月 育児休業前後のスケジュールや育児に関係する制度・支援内容を一覧にまとめて社員に配布する。
 - ・平成24年12月 ポスターを製作して各事業所に配布し掲示する。

【目標3】一般事業主行動計画の公表と従業員への周知

〈 対策 〉

- ・平成24年4月 自社のホームページに掲載する
- ・平成24年4月 自社の掲示板に掲示する

【目標4】地域における子育てを支援するための取組を行う

〈 対策 〉

1. 子供たちとふれあう機会の充実を図る。
 - ・平成25年1月 子供が保護者の働いているところを見学できる「子ども参観日」を実施する。
 - ・平成25年4月 年次有給休暇取得を促進する休暇制度の提案を行う。